平成２８年（フ）第５４号
鹿児島県鹿屋市新川町934番地１　サンセットビレッジ新川Ｃ棟101号
債務者　迫田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
秋田県潟上市飯田川下虻川字井戸沢14番地
債務者　鐙　　一朗
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
福島県福島市森合字北向７番地の９メゾンメイプル北向Ａ－102
債務者　結城　正規（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
新潟市南区白根1131番地１　サン・エクセル白根Ａ３号
債務者　吉田　　琴
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
三重県津市島崎町137番地117　島崎ハイツ305
債務者　小原　佐知
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営住宅桜島団地Ｐ２－403
債務者　デソウザ　ジャケリネ　アキ（ＤＥ　ＳＯＵＺＡ　ＪＡＣＫＥＬＩＮＥ　ＡＫＩ）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０３号
三重県津市河芸町千里ヶ丘22番地５
債務者　南　　美穂
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７号
三重県四日市市下さざらい町２番26号　シャテルＡ－203、前住所三重県亀山市亀田町400番地33
債務者　鰺坂桂一郎
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
三重県桑名市大字東方411番地　暁第二ハイツ104号
債務者　石原千恵子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
三重県四日市市大井手１丁目２番42号
債務者　西岡みゆき
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
三重県いなべ市員弁町笠田新田425番地　コラージュ303号
債務者　仲宗根綾香（旧姓大串）
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
三重県桑名市筒尾６丁目９番地16
債務者　水谷　一三
1　決定年月日時　平成28年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
京都府宇治市小倉町南堀池79番地の８
債務者　**廣**田　昌史
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０１号
京都市左京区松ケ崎井出ケ海道町３番地12コルザ河村207号室
債務者　小野　　順
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
京都市上京区今出川通烏丸東入上る相国寺門前町637番地５
債務者　小野　晶子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
京都市右京区嵯峨野秋街道町16番地33
債務者　谷井　　登
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５１６号
京都府京田辺市草内鐘鉦割42番地１　１－309号
債務者　山之上由紀子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係